

# 横手清陵学院中学校・高等学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日  
横手清陵学院いじめ防止委員会

# 横手清陵学院中学校・高等学校

## 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止に関する本校の基本方針

いじめは、生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

本校では、「21世紀を主体的に生き抜く人材の育成」を教育目標としており、「なぜ」と言う問題意識をもち、自ら進んで解決する生徒の育成、自らを律し、心豊かにたくましく生きる生徒の育成、社会の一員として、他者とかわりながら共に向上する生徒の育成を実践している。いじめは、どの生徒、どの学校にも起こりうるという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図り、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため、いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

### 3 いじめ防止のための取組

「いじめ防止委員会」

校長、高教頭、中教頭、中高生徒指導主事、中高保健主事、総務主任、中高特活主任、研究・研修部主任、中高各学年主任、中高養護教諭

いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために「いじめ防止委員会」を組織し対応する。「いじめ防止委員会」の取組内容は、学校いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成、研修会の企画立案、アンケートの実施と結果報告、未然防止の取組、早期発見の取組等とする。取組状況は学校評議委員会に報告する。

「いじめ対策委員会」

いじめの事案が発生した際には、速やかに「いじめ対策委員会」を組織し、対応に当たる。「いじめ対策委員会」は、校長、高教頭、中教頭、中高生徒指導主事、中高保健主事、中高各学年主任、中高養護教諭、関係職員で組織する。いじめの内容によっては、学校医、警察署等の協力を得る。

取組内容は、事実関係の正確な調査・把握・記録、被害者・加害者または全体に対する指導方針の決定、保護者と連携を取りながらいじめの解決指導、事態収束まで継続指導・経過観察等とする。いじめを認知した場合は、校長の判断のもと調査結果を秋田県教育委員会に報告する。いじめの内容が心身や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときや、犯罪行為と認められる場合は警察署と連携するなど、関係機関と連携しその解決に取り組む。

#### 4 重大事態への対応

<重大事態とは>

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等。

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とする。

いじめが重大事態と認められる場合は、速やかに秋田県教育委員会に報告し、学校の設置者又は学校下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

「重大事態への調査組織」

弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識や経験を有する者で構成する。

#### 5 いじめの未然防止のための活動

いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成し、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を身につける活動を促進する。

- ・全ての生徒に対して、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。

【全校集会、HR活動での呼びかけ、秋田わか杉っ子いじめゼロに向けた五か条の教室掲示】

- ・保護者・地域に「いじめ防止基本方針」等を周知し一層の連携を図る。

【生徒指導通信（さわやか清陵）の発行】

- ・授業や特別活動、体験活動、道徳教育等を通して規範意識を高め、集団で望ましい人間関係づくりを図る。

【授業参観を含めた授業改善、特別活動（中合唱コンクール、体育祭、学校祭等）での活動、性に関する講座、こころの健康講座、DV防止講座（高1）】

- ・生徒や保護者が悩みや困りごとを相談しやすい環境や、学校以外の相談窓口についても生徒・保護者に周知し、安心して相談できる信頼関係の構築を図る。

【PTA活動、保護者面談、学校以外の相談窓口の周知】

- ・「情報」におけるモラル教育の充実を図る。

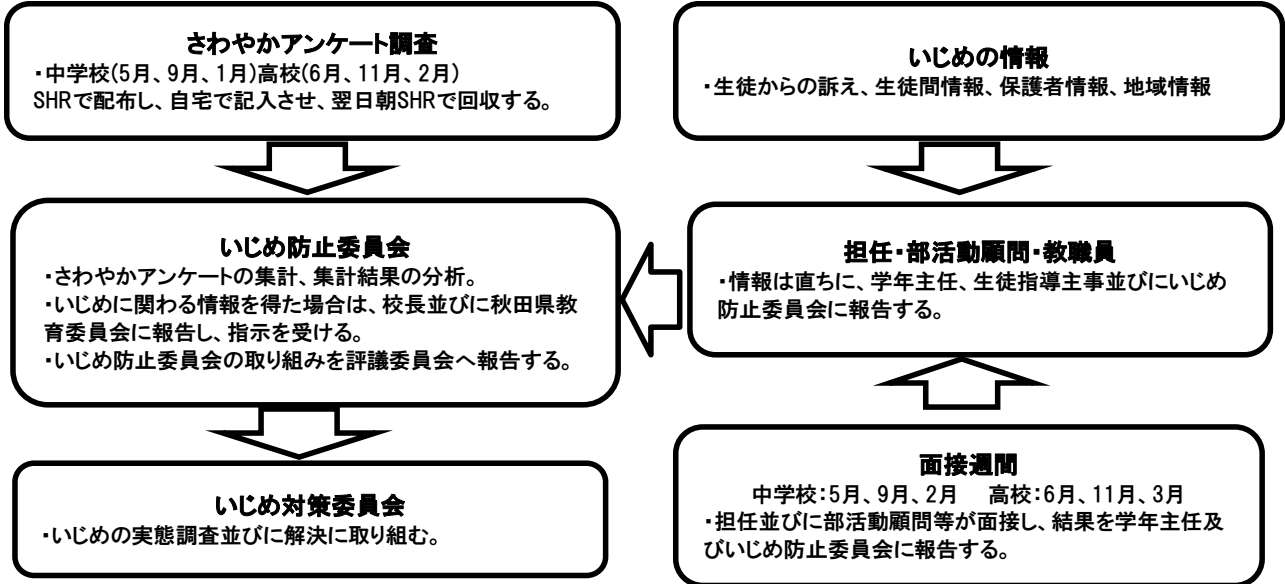
【授業を通しての指導、情報モラル教室の開催】

## 6 いじめの早期発見のための活動

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、いじめを早期に発見するために、生徒のわずかな変化を見逃さないために職員間の情報交換を密にし、教育相談やアンケート等によって情報を集取する活動を促進する。

- ・面談や教育相談、アンケート調査の充実を図り、いじめの早期発見に努める。

【さわやかアンケート調査、心の面接月間、生徒面談、部活動顧問面談、Q-Uアンケート調査】



## 7 いじめに対する措置

いじめを発見した又は通報を受けた場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、情報を共有し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行う。

- ・いじめを受けた生徒やいじめを通報した生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き安心して教育を受けられるよう支援する。
- ・いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合であっても、その全てにおいて、いじめを行った生徒に対して厳しい指導を行う必要があるとは限らない。いじめの事実確認は教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護等に留意し、「いじめ対策委員会」で調査する。
- ・被害・加害の保護者へは事実関係を丁寧に報告し、解決のために保護者と連携して対応する。
- ・いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。
- ・いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。
- ・校長及び教員は、いじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、適切に、当該生徒に対して懲戒を加えるものとする。

## いじめの情報

面接情報、生徒間情報、部活動情報、保護者情報、地域情報

### 校長・教頭への報告

↓  
校長より県教育委員会へ  
第一報を入れる

### 「いじめ対策委員会」

構成員：校長、  
中教頭、  
高教頭(総括)、  
中高生徒指導主事、  
中高保健主事、  
中高各学年主任、  
中高養護教諭  
関係職員

- ・事実関係の正確な調査、把握、記録
- ・県教育委員会への報告
- ・指導方針の決定
- ・保護者との連携、解決指導
- ・関係機関との連携

いじめの認知

重大事故の発生

↓  
県教育委員会へ  
報告し指示を受ける

↓  
速やかに  
県教育委員会へ報告

### 「いじめ防止委員会」

構成員：校長、  
中教頭、  
高教頭(総括)、  
中高生徒指導主事、  
中高保健主事、  
総務主任、  
中高特活主任、  
研究・研修部主任、  
中高各学年主任、  
中高養護教諭

- ・学校いじめ基本方針の作成
- ・年間指導計画の作成
- ・研修会の立案
- ・アンケートの実施と結果報告
- ・未然防止、早期発見の取組

### 「調査組織の設置」

構成員：弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、  
スクールソーシャルワーカー等の専門知識や経験を有する者で組織する

- ・事実関係を明確にするための調査を実施する
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する
- ・調査結果を県教育委員会に報告する
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を行う

平成29年3月9日付け教高-2925「生徒や保護者から「いじめ相談」があった際の学校における組織的かつ実効的な対応及び高校教育課への報告について（通知）」より

- 1 教職員は、生徒や保護者等から「いじめ相談」があった際は、抱え込むのではなく、その全てを直ちに管理職及び「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に報告すること。
- 2 校長は、上記1の報告があった際は、事実確認を待つことなく、速やかに高校教育課に、「電話（第一報）」及び「文書（様式イ）」で報告すること。
- 3 校長は、上記1の報告があった際は、速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」により、情報の共有や事実関係の把握を行うこと。
- 4 上記3の事実関係の把握等により、「いじめ」に当たると判断した場合には、その早期解決と再発防止に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提として、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言等を組織的に行うこと。
- 5 校長は、上記4の経過について、適宜、高校教育課に電話又は文書（様式自由）で報告すること。
- 6 校長は、上記4、5について、事案が以下に該当する場合は、「生徒事故報告書（様式第二十八号）」を提出すること。
  - ・いじめ防止対策推進法第28条で定められた重大事態に該当するもの
  - ・いじめを行った生徒に対し懲戒を行ったもの
  - ・その他高校教育課から提出の指示があったもの

(様式イ)

### 「いじめ相談」第一報

学 校 名	課 程	本・分校	記 載 者 職・ 氏 名
高等学校	全・定・通	本・分	

(1) 相談があった日時 令和 年 月 日 曜日 時 分頃

(2) 誰からの相談か ア いじめを受けた生徒

イ いじめを受けた生徒の保護者

ウ その他 ( )

(3) 相談を受けたのは誰か ア 学級担任

イ 学級担任以外の学年部職員

ウ 部活動の顧問

エ 養護教諭

オ その他 ( )

(4) 校長への報告 令和 年 月 日 曜日 時 分頃

(5) 相談の内容

--

※必要に応じて、行を増やしたり、資料を添付したりしてください。

※高校教育課長あて郵送で提出願います。